

横浜市商店街空き店舗登録要領

全部改正 平成 29 年 3 月 31 日経商第 815 号（局長決裁）

最近改正 令和 5 年 3 月 31 日経商第 1700 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 商店街の活性化のため商店会が求める業種の誘致促進と空き店舗解消推進を目的として実施する空き店舗登録事業について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域とする。
- (2) 「商店会」とは、次に掲げる横浜市内に存する団体とする。
 - ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づき設立された商店街団体
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された商店街団体
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づき設立された商店街団体及び前述の商店街団体に準ずる任意の商店街団体
- (3) 「登録店舗」とは、横浜市内の商店街の区域内に所在し、店舗として賃貸できる状況にありながら商業活動が 3 か月以上行われていない店舗で、次に掲げる要件すべてに該当する店舗をいう。
 - ア 当該商店街の主要な道路または通路に直接面している建物の店舗。ただし、当該商店街の主要な道路または通路から営業状態が確認できない場合は、対象外とする。
 - イ 商業施設内のテナント店舗でないもの
 - ウ 次条第 2 項に基づき、登録すべきと認められた店舗

（空き店舗の登録）

第 3 条 空き店舗の解消と、商店街の活性化に資する業種の誘致を希望する商店会は、市長に対し、商店街空き店舗登録申請書（第 1 号様式）の提出又は電子申請システムによる空き店舗の登録申請をするものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査等を行い、登録すべきものと認めたときは、当該空き店舗を登録する。

（登録店舗の公表）

第 4 条 登録店舗の公表は、本市ホームページで行う。

（登録店舗の変更等）

第 5 条 空き店舗登録申請者は、第 3 条第 1 項の申請書に記載した事項に変更を生じたとき、又は登録を取り消しするときは速やかに商店街空き店舗登録内容変更等届出書（第 2 号様式）を市長へ提出しなければならない。ただし、軽微な変更等については、この限りではない。

（登録店舗の削除）

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を削除できる。

- (1) 登録された店舗の賃貸借契約が成立した場合
- (2) 登録された店舗が登録条件を満たさないと確認された場合

（その他）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、店舗の登録に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 9 月 16 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

商店街空き店舗登録申請書

年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

申請者 千
住 所
商 店 会 名
役 職 ・ 氏 名
(TEL)

当商店街の空き店舗情報を登録したいので、商店街空き店舗登録要領第3条の規定に基づき申請します。

1 登録にあたっての確認状況

商店会としての合意形成	年 月 日
空き店舗所有者の登録確認の了解確認	年 月 日

2 当該店舗の希望業種等（商店街の希望するもの）

【業種】 該当するものに✓を付けてください（複数可）
 飲食業 物販 サービス その他（ ）

【細目】 上記業種のうち、特に希望の細目があればご記入ください。
 （ ）

【営業時間】 希望する場合のみ✓をつけてください 日中(※1)も営業することが条件
 ※1 日中とは10時から17時をいいます。

3 商店街から開業希望者への一言

4 登録概要

空き店舗情報			
所在地	(ホームページでは丁番まで掲載します)		
店舗面積	建物構造		
建築年	階数	階建の 階	
設備			
賃料 (税込・税抜)	管理費・共益費		
敷金・礼金	保証金等		
店舗周辺環境			
沿線・最寄駅	徒歩・バス		
物件の分類	既存店舗 ・ 新築店舗		
備考			
空き店舗所有者又は仲介業者連絡先			
氏名	会社名		
住所	電話番号		
FAX	Email		
商店会の概要			
店舗数	会費		

- (1) 店舗写真（外観1枚）及び店舗間取り図（1部）のデータ。
 (2) 既存店舗の場合、前事業者の店舗の閉店日または賃貸借契約の終了日を証明する書類、新築店舗の場合、当該建物の保存登記をした日を証明する書類の写し、もしくは店舗所有者または仲介業者により、それが証明された書類の写し（別紙1）。

【注】 上記2から4（1）までの内容は、本市のホームページで公表します。

証 明 書

(物件の所在地) 横浜市

にある物件については、

- 前の店の閉店日
賃借契約の終了日
新築であり、保存登記日
(該当する項目に✓を付けてください。)
- が

年 月 日であることを証明します。

年 月 日

店舗所有者 _____ 印

又は

仲介業者 _____ 印

商店街空き店舗登録内容変更等届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市 長

届出者

〒

住 所

会社名・商店会名

代表者職・氏名

(TEL

)

横浜市に登録している空き店舗について、次のとおり（変更・削除）したいので、商店街空き店舗登録要領第5条の規定に基づき届け出ます。

1 (変更・削除) する空き店舗情報

所在地

物件名

2 (変更・削除) の理由

3 (変更・削除) の時期

4 変更の内容

変 更 前	変 更 後